

報告第3号

専決処分について

次の事項について、令和2年8月6日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

道路の管理の瑕疵による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

道路の管理の瑕疵による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和2年8月6日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

糟屋郡粕屋町○○○○○○○番地○

○○○○○○○○○○○

代表取締役 ○○ ○○

2 事故の概要

令和2年6月7日(日)午前9時頃、春日市下白水北3丁目80番地先の道路上において、相手方トラックがグレーチング蓋の上を通行したところ、当該グレーチング蓋が跳ね上がったことにより相手方トラックを損傷し、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

171,710円